

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川西町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第24条の規定に基づき、役員等の報酬の額について定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬の額)

第3条 理事の報酬額は、次のとおりとする。

(1) 会長たる理事（月4回2時間以上勤務） 月額 20,631円

(2) 会長及び常務理事を除く理事が理事会に出席したとき
1回 2,063円

2 監事の報酬額は、財務管理について識見を有する監事について、次のとおりとする。

(1) 監査を行う都度 日額 10,315円

(2) 理事会、評議員会に出席したとき 1回 2,063円

(支給の方法)

第4条 役員等の報酬は次の方法により支給する。

(1) 会長たる理事の月額報酬については、毎月末日（休日の場合は、直前の金曜日）に本人名義の金融機関口座への振込みにより支給する。

(2) 財務管理について識見を有する監事が監査を行った場合の報酬は、監査実施月末日（休日の場合は、直前の金曜日）に本人名義の金融機関口座への振込みにより支給する。

(3) 前各号以外の報酬については、出席した理事会終了後に通貨により支給するものとする。

2 前項の支給に際しては、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月16日より施行し、平成29年4月1日から適用する。